

定例記者会見 追加資料
平成 29 年 3 月 24 日【総務部総務課】

恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金の概要

1. 目的

山口県和木町及び静岡県藤枝市（以下「国内姉妹都市等」）との交流を促進するために、市民団体等が実施する交流事業に対して補助金を交付し、市民団体等の主体的な交流を促進する。

2. 対象団体

恵庭市内を活動の拠点とする市民団体等であって、以下のいずれかに該当するもの

- (1) 農業、商工業、観光等の経済・産業分野における団体
- (2) 教育、文化又はスポーツ分野における団体
- (3) 地域福祉分野における団体
- (4) 町内会等の地域づくり活動分野における団体
- (5) その他市長が認める団体

3. 対象事業・経費

- (1) 国内姉妹都市等へ旅行して、同市町内の団体等との交流事業
報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費
対象経費の 3 分の 1 以内。（上限 2 万円／人、30 万円／団体）
- (2) 恵庭市内において国内姉妹都市等の団体等との交流事業
報償費、需用費（食糧費を除く）、役務費、使用料及び賃借料
対象経費の 3 分の 1 以内。（上限 10 万円）

4. その他

- (1) 広報・周知
広報 4 月号、ホームページ等に掲載
- (2) 申込及び事業審査
申請書と必要書類を添えて恵庭市総務課へ提出
申込期限を年 2 回とし、
 - ①1 次募集…4～11 月予定の事業に関し、4 月 1 日～5 月 31 日に申請受付
 - ②2 次募集…9～3 月予定の事業に関し、8 月 1 日～8 月 31 日に申請受付